

市町村名	プラン計画名	市町村教育委員会のアクションプラン・計画等のまとめ		(別府) 教育事務所	
杵築市	① 学力向上 アクションプラン	目標 ア 児童・生徒の学力向上に係る目標 1 全国調査において、全ての教科で全国平均を超える重点教科の意識化 (H25国語→H26算数・数学) 2 県調査において、全ての教科で県偏差値を上回る 3 学力下位層(正答率40%以下)を10%未満に縮減 イ 学力向上に関して抱える組織的な課題を解決するための目標 1 ・ミドルリーダーを核とした組織的な校内推進体制の確立 校内組織モデルを配布しH25からすべての学校で整備 2 教務主任が授業研究員のH24研究内容を活用し研究を推進 3 学校図書館司書の役割明確化と教員の連携	行動計画等 ア 児童・生徒の学力向上に係る市町村教育委員会や学校における行動 1 習熟度別指導の徹底によるつまずきの解消 2 学校図書館を主体的に活用し、問題解決できる児童・生徒の育成 3 小学校高学年における思考力・判断力・表現力の向上 イ 学力向上に関して抱える組織的な課題を解決するための市町村教育委員会や学校における行動 1 管内の組織的な課題解決を進行管理する教務主任会議の実施 ☆研究主任と連携をとりながら、年3回の教務主任会議を実施する 2 校内研修(研究)の在り方の見直し(必須) ☆教務主任は、研究主任とともにH24授業研究員の研究の成果を活用した校内研究を計画する 3 司書教諭を核とした学校図書館を活用した管内全校指導体制の確立 ☆図書館司書と連携し学習との関連を重視した学校図書館の工夫を行う ☆各学校は、H24年度中に、学校図書館の活用の視点から年間指導計画を見直し、学校図書館を活用した課題解決的な授業の充実を図る 4 指導教諭、学力向上支援教員による活用型授業の普及 ☆全国学力学習状況調査の問題を活用した授業の公開→所属校のHPで公開 ☆指導教諭(1名)は自校の教職員に対しての教育指導を、学力向上支援教員3名(小2、中1)は国語科を通して本務校以外の訪問指導を行う ☆指導教諭、学力向上支援教員ともに県教育委員会の指導・助言を受け、本誌の学力向上施策を市行政と一体となって推進する 5 習熟度別指導(算数)を強化するための指導方法の工夫改善加配の活用 ☆低学力層と高学力層に特化した授業構想による授業実践 ☆効果的な習熟度指導について、グループウェアを活用しての情報提供及び訪問指導を行う ☆拠点校は習熟度別指導の実際をHPにて公開する	H25達成指標 ○全国調査において、全ての教科で全国平均を超えた学校数 小(5/15)・中(1/3) ○県調査において、全ての教科で県偏差値を上回った学校数 小(9/15)・中(1/3) ○県の調査において学力下位層(正答率40%以下)を10%未満に縮減できた学校数 小(10/15)・中(1/3)	
		目標 ア 児童・生徒の体力向上に係る目標 1 全学年において、体力運動能力調査項目のうち5項目以上全国値を上回る 2 学習意欲肯定的評価80%以上(学力向上とのリンク) 3 体育が好きな児童生徒90%以上 イ 体力向上に関して抱える組織的な課題を解決するための目標 1 全小中学校において、管理職の指導のもと、体育主任を中心とした体力向上推進体制を確立する		行動計画等 ア 児童・生徒の体力向上に係る市町村教育委員会や学校における行動 1 体育専科教員及び担任の指導による楽しい体育・児童生徒の苦手種目克服 ・ 体育担当者会議(市教育研究協議会体育部会)において年間3回情報交換を行う 2 日常の体育科授業の充実 ・ 指導事項が効果的に指導されるための導入展開終了の工夫がある授業の日常の実践・・・HPでの紹介 ・ 市教委による、中学校の進捗状況に関する実態把握を定期的に行う イ 体力向上に関して抱える組織的な課題を解決するための市町村教育委員会や学校における行動 1 各学校における体育主任の役割の明確化 ☆ 体育主任の役割、体育に関わる担任の役割、体育主任と担任との連携について共通理解する 2 小中学校とも1校1実践の組織的・計画的推進 ☆ 学校あげて取り組む実践内容の計画 ☆ 体育担当者会議及び各校HPによる1校1実践の情報交換 3 体育専科教員の活用 ☆ 授業公開及び関係学校訪問指導により、市内各小中学校へ体育授業のあり方、指導技術を普及する ☆ 市内小中学校児童生徒の体育科授業、体力向上に関する調査分析 4 体育主任を核とした体育環境の整備充実 ☆ 専科教員の情報提供を得て、体育の時間の充実につながる環境づくり ☆ 体育環境のHPでの紹介及び体育部会での情報交換により全市的な取組へ広げる	H25達成指標 ○ 調査項目のうち5項目以上、上回った学校数 小(5/15)、中(1/3) ○ 学習意欲肯定的評価80%を超えた学校数 小(5/15)、中(1/3) ○ 体育が好きな児童・生徒90%を超えた学校数 小(5/15)、中(1/3)
		目標 ○ 学校評価 ・「学校評価の手引」(平成25年1月 大分県教育委員会作成)による学校評価の指導を行う ・評価を効果的・組織的に行うための「評価推進委員会」を設置する ・「杵築市学校評価実施要領」を改訂して、短期PDCAサイクルを確立する ・評価者研修の実施 ○ 学校管理規則改正(平成25年4月1日予定) ・教務主任等各種主要主任は、教育委員会の承認を得て校長が命ずる承認制とする ・校長の補助機関として運営委員会を必置とし、職員会議は「置くことができる」規定とする ○ 学校運営体制の充実 ・年3回の教務主任会議を開催し、その役割を周知する ・組織の一員としての意欲を喚起するための教育長が語り込む場を設定する ・「校内衛生委員会」を核とした教職員の健康面・精神面をサポートする体制を確立する ・平成24年度中に次年度の学校運営組織図を完成させる ・校長連絡会、教頭連絡会で学校管理規則改正の内容を周知徹底し、全教職員への説明を行う ・運営委員会や職員会議の在り方等の状況を把握するため、教育委員会学校教育課スタッフによる学校計画訪問を実施する ・定例教育委員会に教務主任の参加求め、取組内容を説明させる。		行動計画等 ○ 学校評価における第三者評価の導入(平成27年度中に市内小中学校全校へ) ・モデル校(小中各1校)の指定 指定校に主幹教諭を配置して、校内の評価推進委員会の責任者として学校評価のマネジメントを行う ・準備委員会の設置 指定校の校長は主幹教諭とともに校内に準備委員会を立ち上げ、2校が連携して評価計画等の作成を行う ・学校評価促進会議の設置 杵築市教育委員会が設置し、評価者や評価内容及び評価計画等について協議を行う ・評価者 教育委員会が専門的な知識を有する者(例:学識経験者、退職校長、教育事務所管理主事・指導主事等)から委員を委嘱し、第三者機関を設置する ・評価内容 第三者評価機関は、学校の自己評価及び学校関係者評価結果に基づいて、客観的かつ専門的立場から分析し、各学校に対しては学校経営や教育活動の改善について、教育委員会に対しては各学校への指導・支援の在り方について提言を行う ・評価方法 第三者評価機関は、適切な評価項目・指標を設定の上、評価計画に基づいて学校へのヒアリングや訪問調査等を行い、実態を具体的に把握する	H26～H27達成指標 ○全国調査において、全ての教科で全国平均を超えた学校数 H26小(10/15)・中(2/3)→小(15/15)・中(3/3) ○県調査において、全ての教科で県偏差値を上回った学校数 H26小(12/15)・中(2/3)→小(15/15)・中(3/3) ○県の調査において学力下位層(正答率40%以下)を10%未満に縮減できた学校数 H26小(13/15)・中(2/3)→小(15/15)・中(3/3)
③ 組織力 向上計画	目標 ○ 学校評価 ・「学校評価の手引」(平成25年1月 大分県教育委員会作成)による学校評価の指導を行う ・評価を効果的・組織的に行うための「評価推進委員会」を設置する ・「杵築市学校評価実施要領」を改訂して、短期PDCAサイクルを確立する ・評価者研修の実施 ○ 学校管理規則改正(平成25年4月1日予定) ・教務主任等各種主要主任は、教育委員会の承認を得て校長が命ずる承認制とする ・校長の補助機関として運営委員会を必置とし、職員会議は「置くことができる」規定とする ○ 学校運営体制の充実 ・年3回の教務主任会議を開催し、その役割を周知する ・組織の一員としての意欲を喚起するための教育長が語り込む場を設定する ・「校内衛生委員会」を核とした教職員の健康面・精神面をサポートする体制を確立する ・平成24年度中に次年度の学校運営組織図を完成させる ・校長連絡会、教頭連絡会で学校管理規則改正の内容を周知徹底し、全教職員への説明を行う ・運営委員会や職員会議の在り方等の状況を把握するため、教育委員会学校教育課スタッフによる学校計画訪問を実施する ・定例教育委員会に教務主任の参加求め、取組内容を説明させる。	行動計画等 ○ 学校評価における第三者評価の導入(平成27年度中に市内小中学校全校へ) ・モデル校(小中各1校)の指定 指定校に主幹教諭を配置して、校内の評価推進委員会の責任者として学校評価のマネジメントを行う ・準備委員会の設置 指定校の校長は主幹教諭とともに校内に準備委員会を立ち上げ、2校が連携して評価計画等の作成を行う ・学校評価促進会議の設置 杵築市教育委員会が設置し、評価者や評価内容及び評価計画等について協議を行う ・評価者 教育委員会が専門的な知識を有する者(例:学識経験者、退職校長、教育事務所管理主事・指導主事等)から委員を委嘱し、第三者機関を設置する ・評価内容 第三者評価機関は、学校の自己評価及び学校関係者評価結果に基づいて、客観的かつ専門的立場から分析し、各学校に対しては学校経営や教育活動の改善について、教育委員会に対しては各学校への指導・支援の在り方について提言を行う ・評価方法 第三者評価機関は、適切な評価項目・指標を設定の上、評価計画に基づいて学校へのヒアリングや訪問調査等を行い、実態を具体的に把握する	H26～H27達成指標 ○ 調査項目のうち5項目以上、上回った学校数 H26小(10/15)、中(2/3) → H27小(15/15)、中(3/3) ○ 学習意欲肯定的評価80%を超えた学校数 H26小(10/15)、中(2/3) → H27小(15/15)、中(3/3) ○ 体育が好きな児童・生徒90%を超えた学校数 H26小(10/15)、中(2/3) → H27小(15/15)、中(3/3)		
④ 先進的・ 先導的取組	目標 ○ 学校評価における第三者評価の導入(平成27年度中に市内小中学校全校へ) ・モデル校(小中各1校)の指定 指定校に主幹教諭を配置して、校内の評価推進委員会の責任者として学校評価のマネジメントを行う ・準備委員会の設置 指定校の校長は主幹教諭とともに校内に準備委員会を立ち上げ、2校が連携して評価計画等の作成を行う ・学校評価促進会議の設置 杵築市教育委員会が設置し、評価者や評価内容及び評価計画等について協議を行う	取組内容・行動計画等 ・評価者 教育委員会が専門的な知識を有する者(例:学識経験者、退職校長、教育事務所管理主事・指導主事等)から委員を委嘱し、第三者機関を設置する ・評価内容 第三者評価機関は、学校の自己評価及び学校関係者評価結果に基づいて、客観的かつ専門的立場から分析し、各学校に対しては学校経営や教育活動の改善について、教育委員会に対しては各学校への指導・支援の在り方について提言を行う ・評価方法 第三者評価機関は、適切な評価項目・指標を設定の上、評価計画に基づいて学校へのヒアリングや訪問調査等を行い、実態を具体的に把握する	H26～H27達成指標 ○ 調査項目のうち5項目以上、上回った学校数 H26小(10/15)、中(2/3) → H27小(15/15)、中(3/3) ○ 学習意欲肯定的評価80%を超えた学校数 H26小(10/15)、中(2/3) → H27小(15/15)、中(3/3) ○ 体育が好きな児童・生徒90%を超えた学校数 H26小(10/15)、中(2/3) → H27小(15/15)、中(3/3)		